

田野町地域防災計画 概要版

第1編 共通編

第1部 総則

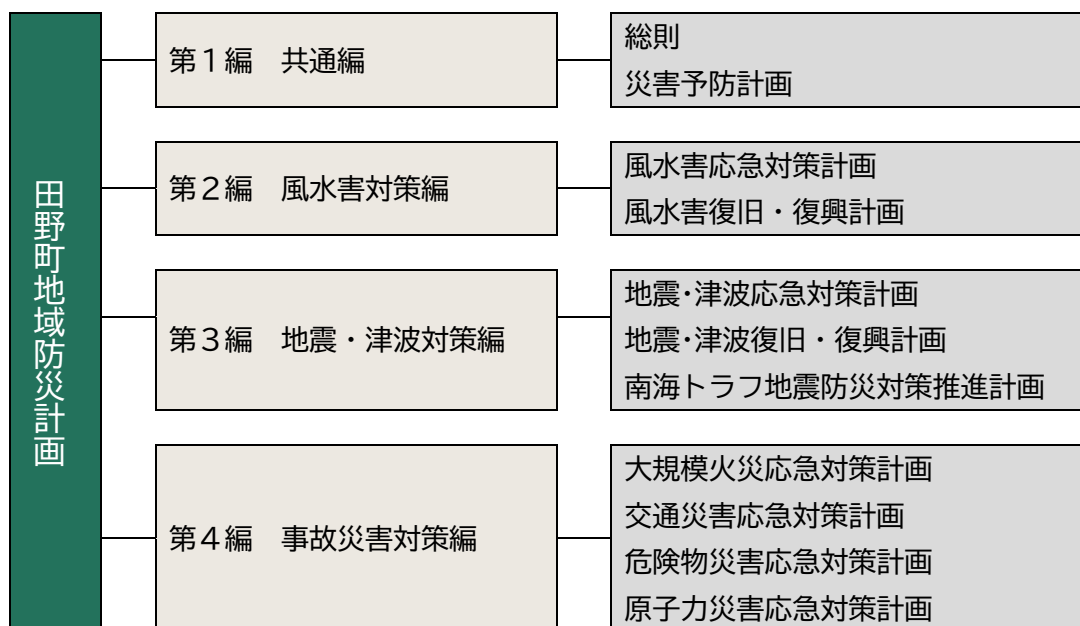
第1部 総則の構成は以下のとおりであり、本概要版では第1章の「計画の趣旨」、第4章の「災害の想定」の概要について記載しています。

章	項目	章	項目
第1章	計画の趣旨	第5章	防災ビジョン
第2章	計画の運用	第6章	防災関係機関
第3章	地域の特性	第7章	住民及び事業者の責務
第4章	災害の想定	—	—

第1章 計画の趣旨

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

《計画の構成》



第4章 災害の想定

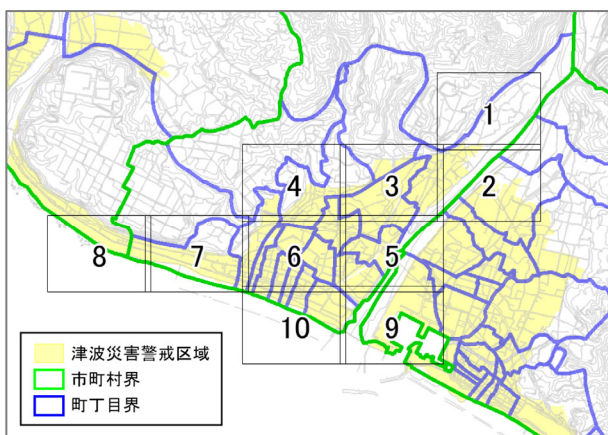
「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」に基づいた、地震・津波の想定は以下の通りとなります。また、地震・津波の規模は、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」（L1）と「最大クラスの地震・津波」（L2）を想定しています。

《地震・津波の規模》

規模	内容
発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）	● 震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測される。 ● 地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測される。
最大クラスの地震・津波（L2）	● 南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのもの ● 震度6弱～7の揺れが予測される。 ● 地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超え、非常に高くなることが予測される。

《津波災害警戒区域》

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても命を守る」ため、津波から逃げるための体制を強化し、津波に対して安全な地域づくりを進める区域であり、区域内の社会福祉施設、学校、医療施設は「避難確保計画の策定」と「避難訓練の実施」が義務づけられています。

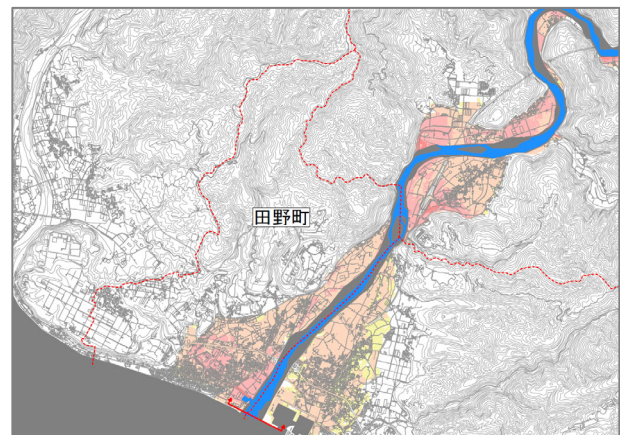


図：田野町における津波災害警戒区域（イエローゾーン）

資料：「津波災害警戒区域位置図及び区域図（高知県 HP）」
（令和4年3月25日）

《洪水浸水想定区域》

本町では、近年、奈半利川支川の増水や内水滞留による浸水被害が多発しており、今後もその警戒が必要となっています。また、近年では発生していませんが、奈半利川の堤防の越水や決壊についても想定しておく必要があります。



図：田野町における洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）

資料：「洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）（高知県 HP）」（令和6年12月）

第2部 災害予防計画

第2部災害予防計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では第2章の「人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策」、第5章の「災害に強いまちづくり計画」、の概要について記載しています。

章	項目	章	項目
第1章	住民の防災行動力の向上計画	第4章	住民生活の確保計画
第2章	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	第5章	災害に強いまちづくり計画
第3章	防災体制の強化計画	—	—

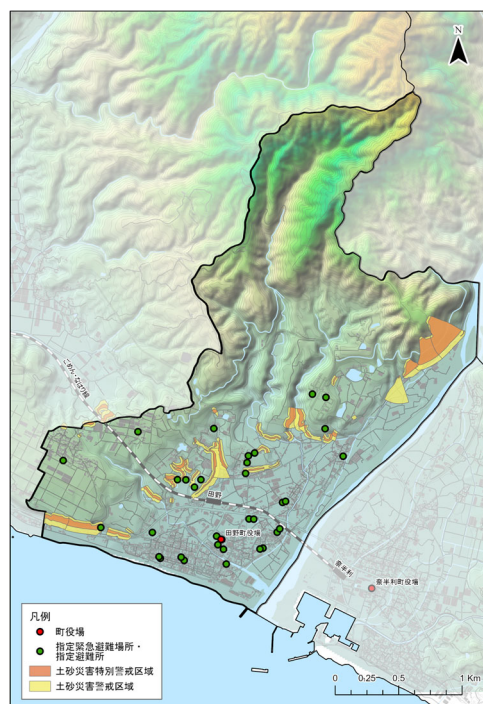
第2章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

南海トラフ地震発生後、早いところでは3分程度で海岸線に1mの高さの津波が押し寄せ、その最大高は、ほとんどの海岸線で10mを超えると想定されています。そのため、自助、共助の取り組みを強化するとともに、公助としての避難施設の整備や津波を防ぐ対策を必要に応じて進めていきます。

第5章 災害に強いまちづくり計画

高知県では、土砂災害が発生するおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」、そのうち建物が破壊され大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定しています。

土砂災害警戒区域等の場所や災害の危険性等について、住民への周知に努めるとともに、県と連携しながら、砂防工事等必要な対策を進めていきます。



図：土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

第2編 風水害対策編

第1部 風水害応急対策計画

第1部 風水害応急対策計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では第1章の「組織動員体制」、の概要について記載しています。

章	項目	章	項目
第1章	組織動員体制	第8章	生活救援活動
第2章	情報の収集・伝達	第9章	ライフラインの応急対策
第3章	応援・派遣要請	第10章	災害時要配慮者・避難行動要支援者対策
第4章	避難誘導対策	第11章	ボランティア活動対策
第5章	災害拡大防止活動	第12章	学校等での応急活動
第6章	緊急輸送・交通対策	第13章	農林漁業関係応急対策
第7章	災害救助法の適用	第14章	土砂災害警戒区域体制の整備

第1章 組織動員体制

《配備体制等》

配備体制	時期	概要
第一配備 (警戒体制)	【警戒レベル3】 高齢者等避難を発令する段階 【警戒レベル4】 避難指示の発令に備える段階	● 副町長以下幹部により、災害警戒本部を設置できる体制とする。 ● 警戒レベル3（高齢者等避難）を発令できる体制とする。また、警戒レベル4（避難指示）の発令を判断できる体制とする。
第二配備 (非常体制) 警戒本部設置	【警戒レベル4】 避難指示を発令する段階	● 町長以下幹部により、災害警戒本部の設置及び災害対策本部会議を開催できる体制とする。 ● 警戒レベル4（避難指示）を発令できる体制とする。
第三配備 (緊急非常体制) 災害対策本部設置	【警戒レベル5】 緊急安全確保を発令する段階	● 予め定めた全職員により、組織・機能の全てをあげて応急対応活動を実施できる体制とする。 ● 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令できる体制とする。

※地震・津波対策編における配備体制についても、上記配備体制に準ずる。

《配備基準》

配備体制	時期	概要
第一配備 (警戒体制)	【警戒レベル3】 高齢者等避難を発令する段階 【警戒レベル4】 避難指示の発令に備える段階	● 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき ● 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき ● 奈半利川の野友水位観測所の水位が「避難判断水位」を超えることが確実となったとき ● 高知県による土砂災害危険度情報がレベル3となったとき ● 高知地方気象台により「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ● 重大な事故災害が発生したとき ● その他、町長が必要と判断したとき
第二配備 (非常体制) 警戒本部設置	【警戒レベル4】 避難指示を発令する段階	● 高潮警報（警戒レベル4相当）が発表されたとき ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき ● 高知県による土砂災害危険度情報がレベル4となったとき ● 奈半利川の野友水位観測所の水位が「氾濫危険水位」を超えることが確実となったとき ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき ● その他、町長が必要と判断したとき
第三配備 (緊急非常体制) 災害対策本部設置	【警戒レベル5】 緊急安全確保を発令する段階	● 大雨に関する特別警報が発表されたとき ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき ● その他、町長が必要と判断したとき

<<避難指示等の発令基準>>

(1) 洪水

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	● 奈半利川の北川村野友水位観測所の水位が氾濫注意水位 2.40mに到達したとき ● 奈半利川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 ● 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見された場合 ● 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合
警戒レベル4 避難指示	● 奈半利川の北川村野友水位観測所の水位が氾濫危険水位 3.30mに到達したとき ● 奈半利川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 ● 丈々川、池谷川で目視により氾濫の危険性が高いと判断したとき ● 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき
警戒レベル5 緊急安全確保	【災害が切迫】 ● 奈半利川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現したとき ● 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ● 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき 【災害発生を確認】 ● 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき ● 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断したとき

(2) 土砂災害

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	● 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報がレベル3となったとき ● 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ● 土砂災害危険度情報がレベル4となったとき ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ● 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき

区分	発令基準
警戒レベル5 緊急安全確保	【災害が切迫】 ● 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき ● 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報） 【災害発生を確認】 ● 土砂災害の発生が確認されたとき

（３）高潮

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	● 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況のときに発表） ● 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町域にかかると予想されている、又は台風が町域に接近することが見込まれるとき ● 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	● 高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるときなど）（夕刻時点で発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	【災害が切迫】 ● 水門、陸閘等の異常が確認されたとき 【災害発生を確認】 ● 海岸堤防等が倒壊したとき ● 異常な越波・越流が発生したとき

（４）事故災害

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	● 大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき
警戒レベル4 避難指示	● 大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき ● 大規模火災、危険物災害で、住民に明らかな生命の危険があるとき

第２部 風水害復旧・復興計画

第２部 風水害復旧・復興計画の構成は、以下のとおりです。

章	項目	章	項目
第１章	復旧・復興事業の推進	第３章	産業の復興支援
第２章	生活の再建支援		

第3編 地震・津波対策編

第1部 地震・津波応急対策計画

第1部 地震・津波応急対策計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では第1章の「組織動員体制」、の概要について記載しています。

章	項目	章	項目
第1章	組織動員体制	第8章	生活救援活動
第2章	情報の収集・伝達	第9章	ライフラインの応急対策
第3章	応援・派遣要請	第10章	災害時要配慮者・避難行動要支援者対策
第4章	避難誘導対策	第11章	ボランティア活動対策
第5章	災害拡大防止活動	第12章	学校等での応急活動
第6章	緊急輸送・交通対策	第13章	農林漁業関係応急対策
第7章	災害救助法の適用	—	—

第1章 組織動員体制

《配備基準》

配備体制	時期	概要
第一配備 (警戒体制)	【警戒レベル3】 高齢者等避難を発令する段階 【警戒レベル4】 避難指示の発令に備える段階	● 町内に震度4又は5弱の地震が発生したとき ● 予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき ● 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき ● その他、町長が必要と判断したとき
第二配備 (非常体制) 警戒本部設置	【警戒レベル4】 避難指示を発令する段階	● その他、町長が必要と判断したとき
第三配備 (緊急非常体制) 災害対策本部 設置	【警戒レベル5】 緊急安全確保を発令する段階	● 町内に震度5強以上の地震が発生したとき ● 予報区「高知県」に津波警報、大津波警報が発表されたとき ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ● その他、町長が必要と判断したとき

第4章 避難誘導対策

《避難指示等の発令基準》

(1) 津波

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（事前避難対象地域以外）
警戒レベル4 避難指示	● 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。） ● 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（事前避難対象地域）
警戒レベル5 緊急安全確保	● 基本的に発令しない

第2部 地震・津波復旧・復興計画

第2部 地震・津波応急対策計画の構成は、以下のとおりです。

章	項目	章	項目
第1章	復旧・復興事業の推進	第3章	事業所の復興支援
第2章	生活の再建支援	—	—

第3部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

種類	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	● 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	● 想定震源域又はその周辺でモーメントマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のモーメントマグニチュード8以上の地震を除く） ● 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	● 想定震源域のプレート境界で、モーメントマグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	● 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

第4編 事故災害対策編

第1部 各機関の業務の内容

第1部 各機関の業務の内容の構成は、以下のとおりです。

章	項目	章	項目
—	各機関の業務の内容	—	—

第2部 応急対策計画

第2部 応急対策計画の構成は、以下のとおりです。

章	項目	章	項目
第1章	大規模火災応急対策計画	第3章	危険物災害応急対策計画
第2章	交通災害応急対策計画	第4章	原子力災害応急対策計画

田野町地域防災計画 概要版

令和7年3月

〒781-6410 高知県安芸郡田野町1828-5

田野町総務課

TEL：0887-38-2811／FAX：0887-38-2044